

公 告

京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）都市計画事業太秦東部地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画を都市再開発法第83条第1項の規定により、公衆の縦覧に供しますので、同項の規定により、次のとおり公告します。

なお、都市再開発法第83条第2項の規定により、関係権利者（当該事業施行地区内の土地又はその土地に定着する物件について権利を有する者及び特定事業参加者）は、縦覧期間内に、意見書を提出することができます。

平成16年4月16日

京都市長 榊 本 頼 兼

- 1 縦覧場所 京都市中京区西ノ京星池町37番地の1
京都市建設局都市整備部拠点整備課
- 2 縦覧期間 平成16年4月17日（土）から同年4月30日（金）まで
- 3 縦覧時間 午前8時50分から午後5時20分まで

（建設局都市整備部拠点整備課）